

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大垣市	多良地区 （下多良、上鍛冶屋、谷畑、奥、 祢宜上、宮、上原、三ツ里、 上多良、前ヶ瀬、西山）	平成31年3月28日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	168.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者及び耕作者の耕作面積の合計	97.6 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	75.3 ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	28.7 ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	33.3 ha
（備考） 生産調整の対象水田を基にアンケート調査を実施した。	

2 対象地区の課題

多良地域の農業の現状は、主食用米を中心とした作付けが行われている。一方で農業従事者の高齢化、農家数の減少、担い手不足などの問題を抱えている。また、中山間地域であるため規模が小さく、土地条件が悪い農地が多いことから、担い手の確保が難しく、近年は耕作放棄地が増加している。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

区域内を土地利用型の中心経営体でエリア分けし、それぞれの経営力強化のため中間管理機構を活用して農地の集積を進めるとともに、新たな担い手の確保や地域外からの参入を図ることで耕作放棄地の発生を防ぐ。

中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲	9.4 ha	水稲	20 ha	下多良、上原 祢宜上、上鍛冶屋 奥、谷畑
認農	B	水稲	8.6 ha	水稲	30 ha	上原、下多良 上多良
認農	C	水稲	2.6 ha	水稲	2 ha	奥、宮、下多良
認農	D	水稲	2.1 ha	水稲	4 ha	宮、三ツ里、祢宜上
認就	E	養蜂	- ha	養蜂	- ha	
認農法	F	茶	1.5 ha	茶	1.5 ha	三ツ里
法	G	水稲	2.1 ha	水稲	2.1 ha	宮
認農	H	薬草	0.4 ha	薬草	0.4 ha	下多良
計	8人		26.7 ha		60.0 ha	

「属性」の表記:「認農」は個人の認定農業者、「認農法」は法人の認定農業者は「認農法」、「法」は法人の農業者

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

貸付けの意向が確認された農地は、42筆、22,191㎡となっている。
売却予定の意向が確認された農地は、33筆、19,821㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を進めるとともに、効率的な作業による経営の安定を図るためにエリア分けを行い、農地の集約化を促進する。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、県営の中山間地域総合整備事業を活用し、水路改良や農道舗装等の長寿命化を図る。

○多面的機能支払交付金の取組方針

多良地区において、農業・農村の有する多面的機能が今後適切に維持・発揮されるとともに担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするよう、水路・農道等の管理に地域で取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

各地域で侵入防止柵を設置するとともに、大垣市有害鳥獣捕獲隊や地域で組織された捕獲体制により鳥獣被害防止に取り組む。

○災害対策への取組方針

風水害、異常気象等の被害対策として、収入保険への加入を勧める。

○水や畦畔の草の管理方針

水や畦畔の草管理については、耕作者及び農地所有者が中心となり、適正管理に努めていく。